

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第 1 章 総則

項 目 (節)	内 容
第14節 週休 2 日制工事の対象	発注者指定型の場合 ・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき行うこと。 受注者希望型の場合 ・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 ・ 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する農業農村整備運用」に基づき行うこと。